

平成25年 第10回

東京都教育委員会定例会会議録

日 時：平成25年 6 月13日（木）午前10時00分

場 所：教育委員会室

平成25年6月13日

東京都教育委員会第10回定例会

〈議 題〉

1 報 告 事 項

- (1) 第2回東京都教科用図書選定審議会の答申について
- (2) 平成25年度アスリートの学校派遣事業～夢と未来を結ぶ「一日校長先生」
～の実施について
- (3) 規範意識の育成（「生活指導統一基準」）について

委員長	木村 孟
委員	内館 牧子
委員	竹花 豊
委員	乙武 洋匡
委員	山口 香
委員	比留間 英人

事務局（説明員）	教育長（再掲）	比留間 英人
	次長	庄 司 貞夫
	教育監	高 野 敬三
	総務部長	松 山 英幸
	都立学校教育部長	直 原 裕
	地域教育支援部長	谷 島 明彦
	指導部長	金 子 一彦
	人事部長	岡 崎 義隆
	福利厚生部長	前 田 哲
	教育政策担当部長	白 川 敦
	教育改革推進担当部長	出 張 吉訓
	特別支援教育推進担当部長	廣 瀬 丈久
	人事企画担当部長	加 藤 裕之
（書 記）	総務部教育政策課長	八 田 和嗣

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【委員長】 ただいまから、平成25年第10回定例会を開会します。

まず、取材・傍聴関係でございます。報道関係は、時事通信社1社から、個人は、合計8名からの申込みがございます。許可してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——入室していただきます。

会 議 録 署 名 人

【委員長】 本日の会議録署名人は、乙武委員にお願いします。

前々回の会議録

【委員長】 前々回4月25日開催の第8回定例会会議録については、先日本配りいたしまして御覧いただいたと存じますので、この場で御承認を賜りたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、第8回定例会会議録については御承認いただきました。

前回5月23日開催の第9回定例会会議録が机上に配布されていますので、次回までに御覧いただき、次回の定例会で御承認を頂きたいと存じます。よろしく申し上げます。

報 告

(1) 第2回東京都教科用図書選定審議会の答申について

【委員長】 本日は審議事項がございません。報告事項のみでございます。

報告事項(1) 第2回東京都教科用図書選定審議会の答申についての説明を、指導

部長、よろしく願いいたします。

【指導部長】 (1) 第2回東京都教科用図書選定審議会の答申についてでございます。

平成25年3月28日開催の教育委員会の決定は、教育委員会が教科用図書選定審議会に諮問する三つの諮問事項、一つ目が教科書採択の方針、二つ目がこの教科書調査研究資料、三つ目が教科書採択についてございまして、今日はこのうちの二つ目の教科書調査研究資料につきまして選定審議会に諮問いたしましたところ、5月28日付けで下記の内容の答申を得ましたので御報告いたします。

この教科書調査研究資料でございますけれども、特別支援学校、特別支援学級における教科書のうち、教科書の検定を受けていない、いわゆる一般図書、絵本などがございますけれども、その調査研究資料でございます。

答申の内容は記書きに書いておりますが、諮問のあった別冊の教科書調査研究資料——別冊というのは、お手元の分厚い「平成26～28年度使用 特別支援教育教科書調査研究資料」でございます——は、平成26年から平成28年度使用特別支援教育教科書の調査研究資料として適切であると認められるので、これに基づいて東京都教育委員会は、教科書の適正な採択を行うとともに、他の採択権者に対しても、これが十分に活用されるよう指導、助言又は援助を行うことという答申を頂いたところでございます。

1枚おめくりいただきまして、下に②と書いてある資料を御覧ください。

今回の調査研究資料で掲載した冊数でございますけれども、一番下にア、イ、ウ、エ、オ、カと書いております。昨年度版の調査研究資料では634冊掲載してございました。このうち、供給不能となったもの、絶版などによりまして供給ができなくなったものが26冊ございまして、まずこれを引いたのが608冊。今年度、新たに調査研究をいたしましたのが68冊。そのうち適当と認められた教科書54冊を加えまして、計662冊を今回の調査研究資料で掲載しております。

なお、適当でない図書冊数が14冊ございますが、これは子供たちの実態に合わない判断されたものでございます。例えば、説明が長過ぎるとか、図や写真が少ないなどの理由で、これは特別支援教育の必要な子供が使用する教科書としてはふさわしく

ないというものが14冊あったということでございます。

1 ページおめくりいただいて、③でございます。

調査研究資料の表紙でございます。ここに「学校教育法附則第9条の規定による教科書」とございまして、先ほど申し上げたように、特別支援学校、特別支援学級では、検定済みの教科書以外の教科書を使うことができるという規定がございまして、これらの教科書を一般図書としております。この資料には、教科書としてふさわしいと判断された一般図書のリストがまとめられているというものでございます。

少しめくっていただきまして、⑦をお開きください。

「2 調査の基本方針」ですけれども、7行目の「この規定に基づき」の後ですが、一般図書の調査に当たっては、児童・生徒の障害の状態や特性等を十分に考慮して、客観的な調査研究資料を得られるように配慮いたしました。

「3 調査内容」といたしましては、(1) 調査対象は、先ほど申し上げましたように、今年度新たに68冊を調査いたしました。(2) 調査項目は、内容、構成上の工夫などについて調査しております。

1 ページをおめくりください。⑧でございます。

ここの中段に2として、一般図書を教科書として使用する児童・生徒の障害や発達状況が多様でございますので、今回の調査に当たりましては、ここに示しましたA、B、Cのそれぞれの段階ごとに調査をいたしました。このA、B、Cという段階の根拠でございますけれども、特別支援学校の学習指導要領の解説総則編に、子供たちの発達状況をこのような形の段階で示したものがございまして、それを基に作成して調査をしたものでございます。

具体的な内容につきまして御説明いたします。⑨を御覧ください。

これは、発達段階Aの段階の一般図書でございまして、一番右側の国語30「きむらゆういちの パッチン絵本 プレゼントはなあに？」という本がございまして、これは木村委員長の席に置かせていただいているものでございます。図書につきましては冊数がなくて、それぞれに置かせていただいております。この「きむらゆういちの パッチン絵本 プレゼントはなあに？」というのは、主人公がいろいろな友達からプレゼントをもらうわけですけれども、それがどんなプレゼントをもらえるだろうかとい

うので、仕掛け絵本になっておりまして、本を伸ばしたり縮めたりして、子供たちの興味を引くようになっております。キツネ君からプレゼントね、この袋の中は何かしらとあって、これを開きますと、ひよこのおもちゃであることが分かるというような仕掛けになっている本で、これは読み聞かせに適しているということで、国語の教科書として適当と御判断いただきました。

⑩を御覧ください。

真ん中に「しごとばシリーズ① しごとば」というのがございます。これは内館委員、山口委員の席に置かせていただいております。パティシエ、新幹線の運転士、すし職人など、9つの職業がございます。これは新幹線の運転士の職業を紹介するイラストでございます。この新幹線の運転士が、朝起きてからどういうふうに進めていくのかといった内容が、細分化されて示されております。これにつきましても子供たちの興味を引きやすい構成になっておりまして、技術、職業の教科書としてふさわしいと御判断いただきました。

最後に⑪でございます。

これは乙武委員と竹花委員の席に置かせていただいております「家庭科の教科書 小学校低学年～高学年用」という内容で、家庭科の授業で行う衣食住の内容が写真入りで示されているものでございます。包丁の使い方とか、野菜の切り方とか、写真入りで具体的に分かりやすく、主に基本的な家事を中心にまとめられてございまして、これについても、教科書としてふさわしいと御判断いただきました。

①にお戻りいただきまして、この答申を受けまして、今後は答申にありますとおり、東京都教育委員会として、この資料に基づきまして適正な採択を行ってまいりますとともに、区市町村教育委員会など他の採択権者への指導、助言に活用してまいりたいと思っております。

説明は以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見はございますか。

【竹花委員】 確認をさせていただきます。

まず、一般のその他の検定教科書については、作成した教科書会社から検定につい

での申請があるわけですよ。ですから、ある意味では、売り込みがあるものでしょうけれども、今回の調査対象となったこれらの絵本等については、こういうものが教科書として選ばれるかどうかということについては、誰が選んでくるのですか。

【指導部長】 特別支援学校の先生方から、日頃指導されていて、こういうのが使えるといいのではないかと推薦があったものと、既に国立や私立の学校で使われているもので、私どもがまだ調査、研究をしていないもの、それから子供たちに使ったら有益と思われるものを特別支援教育の専門の指導主事が本屋を回りまして、これはいいなというものを集めまして、調査、研究をしております。出版社からということではございません。

【竹花委員】 それは、教育庁の担当者がそういう作業をしているということでしょうか。

【指導部長】 はい。

【竹花委員】 そうすると、今回、対象とした中で、14冊については適当でないという判断をしたことについては、別にその本に対する不利益処分があったというわけではないわけですね。

【指導部長】 はい。あくまでも、子供たちの発達段階に応じた教科書として、一般図書としてふさわしいかどうかというところが基準でございます。

【竹花委員】 なるほど。

それからもう一つ確認ですけれども、これは平成26年度から平成28年度なのですが、これは3年間、大体これを有効として考えるわけですか。例えば、平成29年度以降は、また平成27年度か何かにもう1回やり直すという作業ですか。

【指導部長】 4年に1回のいわゆる検定の各教科の教科書採択のない年にこれを行っておりますので、平成29年度以降の一般図書としては、平成28年度にもう一度行うこととなります。

【竹花委員】 分かりました。ありがとうございます。

【委員長】 今の件ですが、外からの売り込みのようなものはないのですね。

【指導部長】 はい。ございません。

【委員長】 分かりました。

ほかに御意見ございましょうか。よろしいですか。——〈異議なし〉——それでは、この件については報告として承りました。

(2) 平成25年度アスリートの学校派遣事業～夢と未来を結ぶ「一日校長先生」～
の実施について

【委員長】 報告事項(2)平成25年度アスリートの学校派遣事業～夢と未来を結ぶ「一日校長先生」～の実施についての説明を、指導部長、よろしくお願いいたします。

【指導部長】 (2)平成25年度アスリートの学校派遣事業～夢と未来を結ぶ「一日校長先生」～の実施について、御説明いたします。

これにつきましては、既に6月5日からスタートしてございまして、6月4日火曜日にプレス発表をしました。

本事業は、平成20年度から始まっておりまして、今年で6年目になります。これまでに約100校の学校に派遣をしてきておりますが、この「一日校長先生」という名称にいたしましたのは、平成22年度からでございます。

今回は、これまでの取組に加えまして、スポーツ祭東京2013、東京国体が実施されるということ、来年度には南関東でインターハイが開催されること、そして何よりも2020年のオリンピック、パラリンピック招致を踏まえ、この「一日校長先生」の授業を、より機運を高揚させるために拡大して実施するものでございます。

これまでは小・中学校20校に派遣をしてまいりましたけれども、今年度は、島しょ地区も含めまして、62区市町村全ての地区に65校拡大して派遣する。また、時期につきましても、これまでは10月の体力向上月間を中心に派遣してまいりましたが、今回は6月から8月一杯までで派遣を完了するという計画で進めているところでございます。

ここに書いておりますとおり、「1 趣旨」といたしましては、アスリートと子供たちの直接的な交流が何よりもこの事業の核でございまして、このことによって、子供たちがスポーツへの関心、興味を高めて、健康増進や体力向上に資するという内容

でございます。

内容といたしましては、アスリートが具体的に行う活動例として、特別講演会、朝礼や全校集会でのお話、子供たちの前で実技を指導してくださる、また休み時間に一緒に遊んでいただいたり、給食を子供たちと一緒に食べながらお話をしていただくなどもございます。また、今回は（４）として、学校設置者への表敬訪問を加えたところでございます。これは、スポーツ祭東京2013、東京国体がそれぞれの区市町村で行われますので、区長や市長へアスリートに表敬訪問をしていただくといった取組も加えて、国体への機運を高めていきたいという内容でございます。

1枚おめくりいただきますと、今回の実施校一覧をまとめております。

6月5日の墨田区立隅田小学校から既にスタートしてございまして、2枚目の8月30日の東大和市立第十小学校まで62地区で展開してまいります。全て一流のアスリートですが、例えば、5番の府中市立府中第七小学校は、パラリンピック陸上競技の佐藤真海選手。この方は義足でございまして、北京、ロンドンのパラリンピックに走り幅跳びで出場された選手でございます。11番の港区立芝小学校には、これも北京、ロンドンの出場ですが、200メートルバタフライ銅メダルの水泳の松田丈志選手。12番の目黒区立東山小学校には、やり投げの村上幸史選手。また、20番の調布市立染地小学校には、マラソンの尾崎好美選手。ほか、このようなアスリートの方々に、子供たちと交流していただくという事業でございます。

戻っていただきまして、この事業をずっと進めておりますけれども、子供たちは目の前でアスリートの実技を見ただけで、大体目を丸くするわけですが、そのアスリートから、自分は夢を諦めていない、努力することは大事だよということを言われますと、子供たちは大層感銘を受けまして、また人に対する感謝の気持ちを持ちましようというような話を聞いたりしまして、学校の方からも大変感謝をされている事業でございます。

また、近年、いじめ問題の防止ということもございまして、アスリートからは、友達を大事にする、自分の命を大事にするといったお話も併せてしていただいているところでございます。

説明は以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見はございますか。

【竹花委員】 授業をしてくださる選手たちは、どうやって見つけてきているのですか。

【指導部長】 これは、このような専門の業者を介しまして、業者がアスリートと連絡を取って、可能かどうかを打診して決定していくという形です。

【竹花委員】 その民間の業者の方をお願いして、いろいろ見つけてきてもらって、その中から東京都でこの人をお願いしようかということを決めていくという作業の在り方なわけですね。

【指導部長】 はい。

【竹花委員】 分かりました。

予算上の措置はどうなっていますか。今年は非常に数が多いのですか、そうでもないのですか。

【指導部長】 この事業全て合わせまして、およそ4,500万円で実施しているところでございます。

【竹花委員】 分かりました。ありがとうございます。

【委員長】 冒頭100校という数字が上がってきましたが、今年は65校ですよ。この100校はどういう意味ですか。

【指導部長】 これまで5年間やってまいりまして、各年度、大体20校ずつの小・中学校に派遣してまいりましたので、5年間で100校ということでございます。

【委員長】 その学校の選択はどのように行うのですか。

【指導部長】 これは、スポーツ教育推進校というのを指定してございまして、その中から希望する学校を選んでこれまでは派遣してまいりましたが、今回は区市町村教育委員会をお願いいたしましたので、スポーツ教育推進校以外の学校を推薦してきた地区もございます。

【委員長】 当然、希望する学校の数は多いのだと思いますが、その選択はどのようにやるのですか。

【指導部長】 区市町村教育委員会の方で、この学校に是非来てほしいということ

で挙げていただきますので、私どもの方で選ぶということではなく、それぞれの地区から挙げていただいて、決定しております。

【委員長】 そうすると、完全に区市町村教育委員会にお任せしてあると考えてよろしいですね。

【指導部長】 結構です。

【乙武委員】 これだけ著名なアスリートが各学校を訪れてくださるわけですから、その効果をより高めるために、やはり事前の授業がとても大事になってくるのかなど。何か有名らしいよとか、オリンピックに出ているらしいよという状態で子供たちが会うよりも、これだけ偉大な選手で、こういう経緯を経て、こういう苦難を乗り越えてここにたどり着いた人なのだという授業があった方が、よりその効果が高められるのかなとは思うのですけれども、その辺りの差配というのは、各学校に委ねられているような状況でしょうか。

【指導部長】 乙武委員おっしゃるとおりでございます。急に来て、ばったり会っても子供たちは理解できません。例えば、昨年度は柔道の金メダリストの松本薫選手においでいただいた学校があるのですけれども、松本薫選手の活躍とか、こういう選手が来たら、どういうところを聞いてみたいというようなことを事前に子供たちに指導しまして、当日を迎えるというふうにさせていただいております。

【乙武委員】 その事前の指導をするか、しないか、若しくはどのようにするのかというのは、都若しくは各区市町村教育委員会からの指導というよりは、各学校なり、授業者に委ねられているのでしょうか。

【指導部長】 これまでもやってきておりますが、どのようにやるかというのは学校の方で工夫していただく。ただ、いきなり入ってもやはり効果が期待できませんので、それにつきましては、私どもの方からも区市町村教育委員会を通して、各学校にお願いしているところでございます。

【乙武委員】 そこで一つお願いなのですが、現場の先生方はそれぞれ個性があって、もちろんスポーツに興味があって、オリンピックを見ていた、この選手、知っているという先生もいらっしゃる、余りスポーツに興味がない、この選手、誰なのだろうという先生もいらっしゃるのも、やはり事実なのです。

もちろん日々の教科の教材研究は各自しっかりなさっているのですが、その延長線上にはなると思うのですけれども、やはりプラスアルファのことではあるので、ちょっとした資料のようなもの、それは映像であるのか、写真を使った資料なのかは分かりませんが、少し都の方で用意をしていただいで、それをもとにどういうふうに授業をやるかは現場にお任せしますというような形になると、現場としては多分とても助かるのではないかと感じました。

【指導部長】 毎年、「一日校長先生」をやった学校の実践をこうやって写真入りで冊子を作っておきまして、各学校に配っております。今回初めて受ける学校もございまして、こういうものを参考にして、こういうふうになればいいんだというような啓発の資料は作成しておりますが、今、乙武委員から頂いた意見も踏まえて、参考にさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

【竹花委員】 それは業者に頼んでいるのですから、業者は持っているはずですが、それを業者に流させれば、それぐらいはやってほしいと言え、やるでしょう。

【指導部長】 分かりました。

【内館委員】 これだけの一流選手に学校へ来てもらって、いろいろな話をするわけですから、この内容というのは、一般都民というか、ホームページで読めるとか、そういうことはやっているのですか。

【体育健康教育担当課長】 一般都民の方には公開をしておりません。学校の関係者、特に保護者、地域の方には、学校を通じてお知らせしております。

【内館委員】 何かもったいない気もします。もしかしたら、いじめられている子がそれを読んで力が出たとか、諦めないということについても、いろいろなことがあるかも知れない。

【山口委員】 業者にお任せしているということで、それはそれで仕方がないというのか、やりやすいやり方では思うのですが、種目ですとか、人材というところと言うと、アスリートも非常に幅が広いので、私からすると、活躍した選手は当然いいのですけれども、そうでない選手たちも是非掘り起こしていただいで、選手がそういう

ところに行って話をするというのは、子供たちへのいい働き掛けにもなるのですが、選手の教育のためにも非常にいいことで、意識付けにもなりますので、業者の方にも是非、幅広く人材を紹介していただけるように。種目も含めて、知っている競技ではなくて、こんな競技もあったのかということも、これからオリンピックに向けては必要なことかなと思いますので、是非よろしくお願いします。

【内館委員】 もう一つ、業者というのは、芸能プロダクションみたいなものなのですか。スポーツ選手をマネジメントしているのですか。

【山口委員】 今、アスリートを専門にしているようなマネジメントの会社なども非常に多く、特にスポーツイベントなどに特化した形の……。

【内館委員】 それは、例えば、テレビのパラエティーに出てくれとか、そういうのも含めてやるのですか。

【山口委員】 幅広く。

【内館委員】 そうですか。そういうのがあるのですか。

【山口委員】 そういったところに元選手たちも所属していて、それこそ自分ではできないので、マネジメントをしていただくというケースは多いようです。

【委員長】 なるほど。分かりました。

その辺のシステムが、時間がたってくると、問題を起こすという表現は適当ではありませんが、固定化してしまうので、その辺は絶えずチェックしていく必要がありますね。

【竹花委員】 業者は入札しているのでしょうか。

【指導部長】 入札しております。

【山口委員】 恐らくオリンピック、パラリンピックの招致等ということになると、やり方としては業者に頼むというのが一つの方法ですけれども、やはり各競技団体とも連携していくようにすると、競技団体は恐らく全面的に協力してくださると思いますので、若干手間がかかるかもしれませんが、今後はそういったことも是非視野に入れてやっていただけるといいと思います。

【乙武委員】 今の内館委員の御質問と山口委員の御指摘はすごく重なる部分があると思って。というのも、やはりマネジメント会社に所属できるような選手というの

は、ある程度結果を残している選手なのです。つまり、結果が出ていない選手は、マネジメント会社にとっては、お金ばかりかかってしまう選手になってしまうので、契約を結ばないのです。そうすると、結果的に著名な人しかここには載らないということになってしまうので、山口委員のおっしゃっていたような、まだ結果は出ていないけれども、とてもいい話ができる選手というのはリストに載らなくなってしまうので、確かに競技団体との連携を図るというのも大事な視点かなと感じました。

【指導部長】 頂いた御意見を踏まえて、今後に活かしてまいりたいと思います。

【委員長】 少し余計なことですが、指定管理業者についてです。私の経験では、きちんとやるところと駄目なところと、クオリティーに歴然とした差があるように思います。恐らく契約要項は同じだと思うのですが、そういうことからすると、業者と言われたときに若干の不安を感じることがありますので、定期的に仕事の内容をチェックして、もちろん入札はするのですが、少しでもいい方向へ持っていく努力をする必要があるのではないのでしょうか。

よろしいですか。—— 〈異議なし〉 —— それでは、この件については報告として承りました。

(3) 規範意識の育成（「生活指導統一基準」）について

【委員長】 報告事項（3）規範意識の育成（「生活指導統一基準」）についての説明を、指導部長、よろしくお願いいたします。

【指導部長】 （3）規範意識の育成（「生活指導統一基準」）について御説明をいたします。

この規範意識の育成ですが、都立高校改革推進計画・第一次実施計画の中に社会的自立の基盤となる力の確立という項目がありまして、その一つに位置付けられているものでございます。

「生活指導統一基準」と聞いただけで、見方によっては、都立高校が今度、厳罰主義に走るのではないかとか、そういった向きもあるようですが、この事業の狙いは大きく二つございます。一つは、生活指導を統一した基準に基づいて行いましょうとい

うこと、もう一つは、どの先生も一緒になって組織的に生活指導をしましょうということ、この二つの狙いを達成するために、この「生活指導統一基準」を作成しているところでございます。

現状といたしまして、都立高校における生活指導が徹底していると思っている都民は、12パーセントにとどまっているということ。また、高校生自身も、自分たちの規範意識は下がっていると自覚しているということ。さらに、生徒の素行に関する苦情が指導部に入ってまいります。平成19年度から比べまして、平成24年度は76件と3倍に増えております。この苦情の中身は、自転車の二人乗りや喫煙、飲酒、電車・バスの車内でのマナーが悪いなどが多くを占めています。

こうした現状の中で、課題といたしましては三つございます。都立高校が毅然とした生活指導を組織的に行う。これは、生活指導に熱心な先生もいれば、生活指導という苦手な先生がいたり、あるいはケースによっては、見て見ぬふりをしてしまうなんていう先生がいると困りますので、学校ごとに組織的に行うことが必要ということです。

また、子供たち自身の公共の精神、規範意識。これは、自分の行動に対する責任感。悪いことをやったら責任を取らされるのが社会人だということで、このような意識を育てていきたい。

また、校内規定というのが各学校にございまして、何か問題行動を起こしますと、例えば、喫煙をしたら特別指導が自宅謹慎3日とか、バイク通学は5日といった校内規定はございますが、多くの学校で法令に基づく懲戒処分を行いますとっておきながら、暴力行為、いじめに対する懲戒処分というのは、ここ3年、都立高校では行われておりません。こうしたこともきちんとやっていく必要があるというのが課題でございます。

真ん中でございますけれども、「生活指導統一基準」は大きく2つに分かれており、1つは、身に付けさせる規律・規範の明示ということで、これは既に昨年度策定しております。社会的自立の基盤となるものでございまして、ルールやマナーを守る、身だしなみを整える、コミュニケーションができる、挨拶ができる、または時間を守るなど、最低これだけは身に付けさせたいというものを五つに絞って全校にお知

らせているところでございます。

それから、右側では、これは今年度策定している最中でございますが、懲戒処分を含む「特別指導の指針」の策定です。先ほど申し上げたように、多くの都立高校では、特別指導、自宅謹慎、あるいは学校に来させて謹慎をさせて別室で反省させたりというのがございますが、例えば、無期謹慎という申し渡しをしまして、一体いつ解除してもらえるのだ、学校に戻れるのはいつですかということ、それはあなたが反省してからと言うだけで、いつだか分からないという問題もございまして、ここはきちんと懲戒処分も含めた指針を策定していきたいということでございます。狙いの一つは、子供たちに自分の行動に対する責任を取らせるということです。もう一つは、ただ責任を取らせっ放しではなく、指導内容として、問題行動についての対応の右側に、矯正指導、面接指導、カウンセリングなど、粘り強い指導も、共に併せてやっていただきたいということで、この指針を今、策定しております。

ちなみに、このような指針の他の県での状況ですが、高知県、長野県、広島県などでは既に作られておりますが、中身を読みますと、例えば、特別指導と懲戒処分はこういうところが違うという説明であったり、あるいは懲戒処分を行うときにはこういう手順をやりましょうというマニュアル的なものが多くございまして、私どもが目指している、例えば、ここに書いた自転車の二人乗りは校長説諭、訓告、あるいは飲酒、喫煙は停学といった問題行動ごとの指針というのは、全国でもございません。こうした形をまとめて、学校が学校教育法施行規則第26条に基づいて懲戒できるという規定がございますので、これを進めていきたいというのが右側でございます。

下の方でございますけれども、「生活指導統一基準」は、先行実施校が既に今年度から取り組んでおりまして、今年度は南葛飾高等学校から青梅総合高等学校まで18校が取り組んでおります。

一つは、上の左側の、身に付けさせる規律・規範の五つを、全ての教員が指導する。そして、もう一つは、授業開始のチャイムとともに授業を開始し、生徒に時間を守る意識を育成するといった取組を18校で進めているところでございます。私も先日、この先行実施校へ行ってまいりまして、1時間目にきちんと先生が教室に入っているかどうか見たところ、チャイムが鳴る前に教室に入っておりました。また子供た

ちもきちんと入っておりました。2時間目はどうかと思っておりましたら、先生が若干、1分ほど遅れて入ってくるという教室もございましたが、先生方の意識としては、全校でやっていこうという取組は展開されてございました。

平成26年度につきましては、右側の「特別指導の指針」を策定しますので、これを受けて更に先行実施校をできれば拡大して、生活指導を全ての教育活動で、全ての教員が行うという取組を進めて、平成27年度には全校で展開してまいりたい。そういうふうになれば、生活指導が徹底していると思う都民が一層増えていくと思いますし、ここに示しました期待できる成果も実現できるのではないか。これを目指して、現在進めているところでございます。

説明は以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見はございますか。

【内館委員】 本当に、1分間遅れたとか、教育委員会は嫌われてしまいますけれども、実は私も7月に嫌われる本を出すのですが、それは何かといいますと、昨今の若い人たちを中心に中高年も含めて、余りにも言葉遣いが乱れているのがもう我慢できなくて、嫌われるのを承知で作ったのです。「カネを積まれても使いたくない日本語」というタイトルなのです。多くの人が、カネを積まれれば何でもしゃべると言っていたのですけれども。それを書いている時に、文化庁が言葉に関するアンケートを取って、その結果が出たのです。今細かい数字は覚えていないのですけれども、20代の人たち、それ以下の人たちが、自分の言葉遣いも気になるし、他人の言葉遣いも非常に気になる。それが8割近いはずなのです。それで、敬語を使いたいですかという、敬語をきちんと使いたいという人も、やはり若い人ほど数字が高いのです。全て8割近いのです。超えているのもあるかも分からない。それから、例えば、現実に使っているという人もいますし、人前を通るときに、ちょっと失礼しますとか、すみませんと言いますかというの、20代は結構多いのです。この数字も文化庁の結果を見るときちっと出ています。

それで、その嫌われる本を書くときに、新聞社の協力をもらって、いろいろアンケートを取ったのですけれども、その時に教えてくれる人がいないという、20代、10代

からの言葉がすごく多かったのです。それは私たちの世代の責任で、確かに教えていない。

今、この報告資料（3）を見て、生徒の規範意識が低下していると思っている都立高校生が7割いる。これはさっきの言葉の問題と一緒に、自分の言葉がおかしいと思っていたり、敬語をきちんと使いたいと思っていたり、それから他人の言葉も、自分の言葉も気になると言いながら、「だって、マジ、きもいじゃないっすか」なんて言うってしまうわけです。それをやらないと友達に入れてもらえないとか、カーストが下がるということもあるのでしょうか。

結局、若い人たち本人が、きちんとそういうことを意識している。その意識の中で、これからどうやって規範意識を戻していくか、持たせていくかというのは、今度は大人サイドの問題だと思うのです。これをどうするかというのは私も分からないのですが、ただ、少なくとも救いになったのは、これもそうですけれども、7割の人がおかしいと思っている。その思っているのをどうやってもっていくかというのは、本当に真剣に考えないといけないなと思いました。放っておくと、幾らでも、だんだんひどくなってくるでしょうし、そうなると、日本の国の先々の問題になってきます。私としては、意識しているという、ここを大事に考えなければいけないと思います。感想です。

【指導部長】 ありがとうございます。

【竹花委員】 この取組というのは、これまでの都立高校の実態を改善するためのかなり大きな取組であると思います。また、同時にそれは現在日本が抱えている若者が社会の中で生きていく力を養成する上でも非常に大事な取組だと思いますので、しっかりやってほしいと思います。

実は私、平成15年から平成17年にかけて東京都におりまして青少年問題を担当しておりましたけれども、その際に、都立高校を何校か訪れたことがございます。驚いたのは、廊下にガムを吐き捨てた跡が点々として残されているばかりか、新しく吐きつけられたガムが、どんどん廊下のど真ん中に置いてあるわけです。それは自分で目撃しましたけれども、授業中にも遅刻してくる生徒が大半。授業中に朝飯を食っている女子生徒、化粧をしている女子生徒、携帯電話をいじくっている生徒、そういう授業

風景も知るところとなりました。

都立高校は、青少年を育成する上で一体何をしているのかというのが私の印象でした。その際に高校を訪れて感じたことは、先生たちが、この問題は大事な問題だから、しっかり言っていこうという状況が薄いなということと同時に、先生たち自身がその状況の中で、くたびれ果てているという状況も散見いたしました。

一体これをどうしたらいいのだろうと感じ、そして、なぜこういう状態を放置しているのだろうということも思ったわけですが、平成24年度になって、ようやくこの取組が本格的に講じられてきたというのは、東京都教育庁指導部の中で何か変化があったのですか。

【指導部長】 今お話がありましたけれども、都立高校生の服装、頭髪、登下校時のマナー、校内での過ごし方は、確かにかなりひどい部分がありました。学校の取組もありまして、5年前よりは都立高校生は良くなったのではないかという意見を聞いています。この間行った学校もそうでしたが、金髪とかはいなくなりました。しかし、中身はどうだろうかということになりますと、先ほど内館委員からもございましたが、今回、この先行実施校に手を挙げた学校のうち、生徒に挨拶しなさいと言っている学校の先生が、全く挨拶しない。つまり、先生は子供に挨拶されるまで挨拶しないという状況を何とか打破したい、先生から子供たちに挨拶するようにしたいということで出してきた。今、竹花委員がおっしゃったように、先生方の意識は、形の上では多少改善が見られているけれども、先生方の本当の意識はどうかというところをやはり根っこから見直していきたいということで、今回、この取組を進めているところでございます。

【竹花委員】 この現状の中に先生の意識が書かれていないのだけれども、先生の意識を調べたものはありますか。

【指導部長】 ございます。子供たちの規範意識がこれまでと比べてどうだったかということについて意識調査をしておりますが、例えば、コミュニケーション能力が高く、対人関係を良好に保つことが以前に比べてできるようになったか、できるようになっていないのか、低下しているのかという調査をしますと、やはり6割以上の先生方が低下しているという見方をしていたり、特に、朝遅刻したりする生徒は、家庭

できちんと起こして御飯を食べさせてくれているので、家庭のしつけも低下しているのではないかというものとか、幾つか調査したものはございます。

【竹花委員】 分かりました。というのを今お聞きしたのは、私はずっと見ていて、都立高校の現状について、先生たちは、こういう状態にあることについて自分の責任だと考えているかどうかというところなのです。

これは山口良治という著名なるラグビーの指導者が言っていますが、「こんなことを放っておいていいのか、何で黙っているんだ、先生たちは」というところから、彼のラグビーにおける教師としての出発点があるわけです。私の見た八、九年前の状況というのはそんな状況だったように思うので、この取組をするときの東京都教育委員会の、なぜこれに取り組むのかという総論をきっちりと先生たちに伝える努力をしてほしいと思うのです。

私が当時感じたのは、高校の先生は、自分の教科の授業をしていればそれでいいのかと。高校は、生徒が社会人として出ていく、大学生ももう社会人でしょうから、多くの子供たちにとって最後のところなわけです。社会人としてやっていける状況になった子供たちを卒業させていくというのは、随分前から我々も言っておりますけれども、都立学校の目標なわけです。そういう学校の目標とか責任を個々の先生の仕事に振り分けてみると、個々の先生は、子供たちがいろいろな規範意識に反していることを行っていたとしても、それを注意するのは俺の責任ではない、それは指導担当がやればいいことだと、そこでとどまっているということが1点あったのではないかと。

子供を一人前の社会人として送り出す責任を全ての先生たちが負っているので、教科の担当の先生もそればかりではないよということを、生活指導という言葉は少し抵抗のある言葉かもしれませんが、一人前の社会人として必要なモラルを實踐できる子供たちに育てるのは全ての先生の責任だということを、きちっと明示してほしいと思うのです。そこを先生たちにメッセージとして発することが、私どもに必要なところではないかと思しますので、その点、よろしく願いいたします。

私は、問われているのは先生だと思うのです。先生がきちんとしていれば、子供たちは変わってくるのだらうと私は思うのです。その問題意識をよく先生たちに伝えてほしい。平成24年度からこういうことが行われてきたことには、恐らく現場側の声も

いろいろあるでしょうけれども、教育庁指導部の方々が、こんなもの、何だこれはというように幾つか経験されて、何とかしなければいけないという思いがおりになったのではないかと思います。その取組には様々な抵抗がひよっとしたらあるかもしれませんが、先生たちを押さえ付けるわけでも何でもありません。子供たちにとって大事なことを学校全体として伝えていく作業だということを、よく先生たちにお話をさせていただきたいと存じます。よろしくお願いします。

【指導部長】 ありがとうございます。

【乙武委員】 今、指導部長がおっしゃっていた、まず懲戒処分などを徹底することによって、子供たち、生徒たちに自分が行ってしまった行為の責任をしっかりと感じさせる。ただ、それだけではやはり不十分であり、その上で改善のための指導を粘り強く行う、これが私も本当に大事なことだと思うのです。であることを考えると、例えば、説諭、訓告、停学に関しては、責任を取らせた上で、改善のための指導を粘り強く行うということが可能だと思うのですけれども、退学という選択肢を取った場合、改善のための指導を粘り強く行うということができなくなってしまうわけです。私は、学校教育法施行規則第26条というものが詳しくないので分からないのですが、これに照らし合わせると、退学に相当する、退学がふさわしいという判断になるのかもしれませんが、これを徹底することによって、世間からは、都立高校というのは、こういった問題を抱えた生徒を放り出すことにするのだと思われませんか。それはある意味、教育するというのを放棄しているのではないか、その問題のある生徒を社会に野放しするという選択を取るのかという批判に対しては、教育委員会としてはどういう見解というか、どういう回答をすべきなのでしょう。

【指導部長】 一つは、当然、指導に指導を重ねて退学処分もございまして、ここに書いてある傷害、恐喝、放火の程度によりましては、社会通念上、もう許されないことであるというようなものについての処分でございまして、当然、放り出して終わり、後は勝手にしなさいということではなく、退学後のことも含めて、これからこうしていくべきだというふうな、これもやはり粘り強い指導が必要でございまして。

一方で、今お話のあった学校教育法施行規則第26条につきましては、まず処分は校長が行うというのが、一つ大きな規定でございまして。

それから、四つの項目については退学処分を行うことができるということでございまして、一つは性行不良で改善の見込みがない、後は学力劣等で成業の見込みがない、出席が常でない、学校の秩序を乱し、そのほか学生生徒としての本分に反した者というのが法的には規定されております。これにつきましては、先ほど来申し上げているとおり、改善の指導、退学も含めて策定してまいりたいと思います。

【委員長】 今の乙武委員の御発言を聞いていて思ったのですが、日本の場合は、一度退学させるとそれで事実上おしまいになってしまうような感じですね。しかし、世界の他のほとんどの国ではそうではありません。退学してもまた復学できる、あるいはほかの学校へ再入学できるというシステム、すなわち社会が重層構造になっています。要するに教育があらゆる場面で受けられるようになっています。日本も早くそういうシステムにしなければいけないと思います。今、指導部長からお話がありましたように、日本でも若干そういう体制にはなりつつあるのですが、もっともっと国として、そういうシステムを作っていかなければいけないと思います。

【山口委員】 私の務めている大学でもそうですけれども、多くの教員を輩出しておりますが、例えば、小学校、中学校、高等学校のどこを目指すかというところでは、恐らく生活指導的なことが一番苦手だと自分で思っている、余りそういうことをしたくないという人、大人を相手にしたいという人が、大体高等学校を目指していくことが多いような気が私はしているのです。ですから、高校の先生というのは、生活指導という意識、苦手というのもあるのですけれども、もう大人なのだからというようなことで、このような指導が苦手という部分も若干あるのかなという感じがしています。ですから、その辺りを踏まえた上で、どのような指導の在り方をしていけばというところを先生方にきちんとお話しされることは必要なのかなと思います。

ただ、高校生は、大学生もそうなのですけれども、ある程度、自立意識であったり、自我が芽生えてきて、反抗期ではないのかもしれませんが、やはりそういったようなところも、ある意味大人になっていく過程で非常に大事な時期でもありますので、そういったところも受け入れつつ指導——言うのは簡単ですけれども、やらせていくのは非常に難しいという気はしているのですが、その辺りが必要になってく

るかなと思います。

また、今は時代の流れが非常に速いので、例えば、大学院にいる学生で、新入生と五つぐらいしか年が違わないのに、今の新入生は何を考えているのか分からないとかと言われると、私たちだったら、もう想像がつかないぐらい分からないよねという話をするのですけれども、そういったところからいうと、規範意識とか許容の範囲というのが、やはり年代によって随分格差がある。例えば、服装であるとか、ルール、マナーといったものの私たちが許容できる範囲と、今の子供たちが許容できる範囲というのは、親がまず違いますので、随分差がある。ですから、そういったところも加味した上で、ルール作りというか、ここまでは許せるけれども、これは人に迷惑をかけるから、人が不快に思うから駄目なのだということところで、ただ単に頭髪であるとか、服装であるというところで、余りにも私たちの年代の固定観念を当てはめていくと反発ばかりを招いてしまう可能性もあるので、その辺りはやはり時代に即した柔軟な対応も必要なかなと思っています。

また、先ほどの「一日校長先生」は小学校、中学校ですけれども、やはり外部の方の協力を得るということも私は必要だと思います。私たちも経験上そうですけれども、同じことを言っているのに、親が言っていると聞かない。でも、クラブ活動の先生とか先輩が言うと素直に聞けることというのが結構あるのです。ですから、学校の先生というのは、いつも何かうるさく言われているイメージが生徒たちにもあるので、そういったところで外部の方などもうまく利用しながら、このような啓発活動を併せてしていく方法論も是非お考えいただけると先生も助かるというか、いいのかなと思います。

【指導部長】 確かに、生活指導の苦手な先生、得意な先生という大変ですけども、生徒が何かしていても、すぐに注意したり、コミュニケーションを取れる先生と、余りそうでない先生がいる。私どもは、組織的な生活指導が必要だとずっと何十年も言い続け、また、言われていますけれども、実際のところ、そうでない先生とそういう先生が、どうすれば同じような歩調で指導に当たれるのか。これを具体的に、この先行実施校の取組を通しまして、示してまとめてまいりたいと思っております。

今、御意見いただきました外部の協力は、学校の先生は、生徒の指導は私たちだけ

がやるのだという意識がある割には、意外とできていないというところもございますので、そういったところも働き掛けをしてまいりたいと思います。ありがとうございます。

【竹花委員】 この「生活指導統一基準」というのは、前書きを付けて各学校に示達するでしょう。

【指導部長】 はい。

【竹花委員】 その前書き部分をしっかり書いてほしいのです。さっき私が言ったこともそうなのですが、今、乙武委員や山口委員がおっしゃったようなことも踏まえて、なぜ我々がこれをやるのかということについて、先生たちによく説明をして、あるいはこの教育委員会の議論を踏まえたものを少し作ってみてくれませんか。その中で、今も乙武委員からお話があったけれども、懲戒処分を含む「特別指導の指針」というのは今年初めて出すわけで、これについては特に注意書きを入れて、これをやるから、おまえら、きちんと俺の言うことを聞けというやり方はやめろ、それは駄目だよということもきちっと書いてもらって、これはいろいろな指導を経た上での、はっきり言って最後の手段というべきものだというのも、きちっとその総論の中に入れて上各学校に示達しましょう。

それから、やはり山口委員がおっしゃることもそうで、今や茶髪をとがめるのは難しいね。そういうことも踏まえると、ここまで言うと、今はそうしようと言われるのもあれなのだけれども、規範意識とか生活指導という言葉も、ぼちぼち考え直したらどうかな。もう少し新しい、おっと言うようなものにならないか。昔の古い生活指導とか規範意識というのは、何かこびりついたものがある。先生がまたかよ、生徒たちも何だそれと。何かそんなものを少し変えていくような工夫も、場合によっては必要なかもしれないなという気がします。そういうことを含めて、今の高校生が受け入れやすい、そして若い先生も受け入れやすい——本当に、社会人は基礎力でしょう。基礎力の骨格をなす最低限のものだと思うのです。これぐらいできない子供を社会に送り出すのかという話だと思うのです。そのような視点で、先生たちが受け入れやすいようなものにして、総論を作ってみてくれませんか。

【指導部長】 この事業の趣旨が誤解のないように、きちんと受け止めていただけ

るように、工夫していきたいと思います。

【内館委員】 身だしなみという言葉も古過ぎますね。今どき、身だしなみなんて、私、久々に聞いたと思ったのです。それから、ほかの言葉で言い替えられないですけれども、挨拶というだけでぞっとするという子供もいるような気がするのです。ただ、身だしなみはまだいろいろ替えようがありますけれども、挨拶をほかの言葉でどう替えるかというところがすごく難しいですが、その言葉だけで、もういいよ、パスパスとならないようにしないといけませんね。

【委員長】 生活指導については、大学でも同じです。大学生らしくない大学生がたくさんいます。私は大分前に大学を離れましたが、大学にいた時には、自分から学生に挨拶することを努力してやっていました。とにかく顔を覚える。そうすると向こうはきちんとリスペクトするようになります。東工大でも「先生よう」なんて言う学生がいます。そんなときには必ず、怒鳴りつけます。別に私が馬鹿にされたからではなく、そんな言葉を使ったら、社会へ出た時に相手にされないよという言い方で、徹底的に教育しました。東工大の学生は非常に勉強ができます。勉強さえできればいいだろうということで育ってきた連中ですから、その辺が欠けている者が多い。そういう子供たち一人一人に注意をしていくと、ほとんどの連中は、怒鳴られたことは親からもありませんと言います。やはり誰かが注意をするということが大切ですね。

それから、山口委員もおっしゃったことですが、工学部の場合には1つの研究室に異年齢集団が存在しています。つまり、上は助手から、今は助教と言いますが、助教といっても、これはキャリアの助教ですから、そのうち東工大の准教授になるかもしれないし、筑波大学の准教授になるかもしれない。そういう連中がたくさんいます。それから、ドクターの3年生がいて、2年生がいて、1年生がいて、修士の2年生がいて、1年生がいて、その下に学部の子がいます。実に、8年ぐらいの年の差がある異年齢集団がいるわけです。そうすると、やはり目上に見習います。目上の人はずっとした人が多いですから、そういう者に倣って、こういうことをやってはいけないのだなということで、自然に教育されていくという面があります。集団の中で、全ての子供たちについて教育できるとは思いませんが、そういう教育の方法もあるということです。それが非常にうまくいっているのが、例の五ヶ瀬町の中等教育学校です。

高3、高2、高1、中3、中2、中1が同じ1つの部屋に入って、いろいろな話をし、いろいろ学んでいく。先生はほとんど注意をしないという状況の中でもきちんとした子供たちが育っています。別に、寮生活をさせろとか、集団生活をさせろとか言っているのではなくて、その辺にもやはり一つのヒントがあるのではないかということです。しかし、誰かがやはり注意しなければいけません。社会のルールを教えるタイミングが大切ですね。

私が申し上げたいのは、問題行動についての対応の説諭とか訓告は、最後の手段だということで、その前にやるものがたくさんあるということです。

よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 —— それでは、この件については報告として承りました。

参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

6月27日(木) 午前10時

教育委員会室

(2) 全国都道府県教育委員会連合会平成25年度第1回理事会

6月19日(水) 午後2時10分

フロラシオン青山

【委員長】 教育政策課長、今後の日程についてお願いします。

【教育政策課長】 今後の日程でございます。次回の定例会は、6月27日木曜日、午前10時から教育委員会室で開催いたします。

また、全国都道府県教育委員会連合会平成25年度第1回理事会が、6月19日水曜日、午後2時10分、フロラシオン青山で開催されます。

以上でございます。

【委員長】 そのほか何かございますか。よろしいですか。

以上で本日の教育委員会を終了いたします。

(午前11時11分)